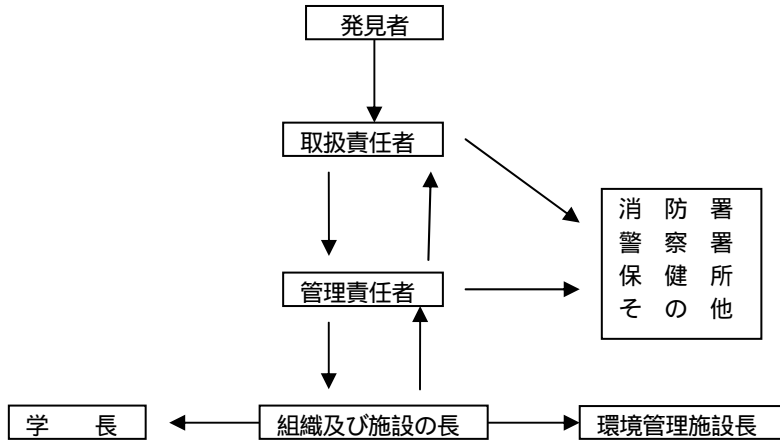


国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程の一部改正

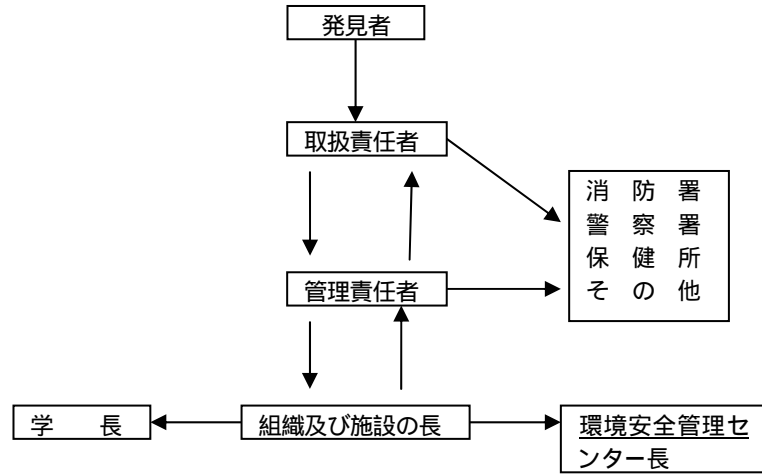
国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学毒物・劇物の取扱いに関する規程 平成16年4月1日 16教規程第69号</p> <p>第1条 省略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、<u>同条第3項に規定する環境管理施設</u>、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p> <p>第3条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>第8条 取扱責任者は、その取扱に係る毒物・劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第9条 省略(現行どおり)</p> <p>第10条 組織及び施設の長は、立入検査の結果を、学長及び<u>環境管理施設の長</u>に報告するとともに、検査の結果、是正改善措置をとる必要があると認められた場合は、直ちに当該管理責任者に対し、その措置を求めるものとする。</p> <p>第11条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条 省略(現行どおり)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 省略(現行どおり)</p> <p>2 この規程において部局等とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第4条に規定する大学院の研究院、学府及び研究科並びに第5条に規定する学部、第6条第1項に規定する保健管理センター、学術研究支援総合センター、科学博物館、<u>環境安全管理センター</u>、放射線研究室及び第11条に規定する附属施設をいう。</p> <p>第3条～第7条 省略(現行どおり)</p> <p>第8条 取扱責任者は、その取扱に係る毒物・劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、別図に定める緊急連絡体制により、直ちにその旨を当該組織及び施設の管理責任者に通報し、その指示に従うとともに、必要と認められる場合は、直ちに消防署、警察署又は保健所等(以下「消防署等」という。)へ通報するものとする。</p> <p>2 省略(現行どおり)</p> <p>3 省略(現行どおり)</p> <p>第9条 省略(現行どおり)</p> <p>第10条 組織及び施設の長は、立入検査の結果を、学長及び<u>環境安全管理センター長</u>に報告するとともに、検査の結果、是正改善措置をとる必要があると認められた場合は、直ちに当該管理責任者に対し、その措置を求めるものとする。</p> <p>第11条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	

別図（第8条関係） 事故、災害、盗難等緊急時の連絡体制



別図（第8条関係） 事故、災害、盗難等緊急時の連絡体制



附 則（20教規程第70）

この規程は、平成20年12月1日から施行し、平成20年11月1日から適用する。